

教育モニター 様

「情報モラル」について、ご意見をいただき、ありがとうございました。

スマートフォンについては、県内の関市、岐阜市、山県市、本巣市、下呂市といった自治体が、地域の実情に合わせてPTA連合会、市青少年育成市民会議、社会教育推進委員会、小中校長会などの各種団体と連携を図りながら、その安全な使用のための具体的な取組を始めております。また、先行した市の取組を参考に、ルールづくりなどが議論されている市町村があると聞いております。

子どもたちのスマートフォンについては、長時間の使用による弊害が懸念される一方、外出時の安全の確認や塾の送迎の連絡に必要であるという声があります。安全な使用のための具体的な取組については、こうした実態を踏まえ、家庭、地域、学校が協力して検討していく必要があると考えております。

現在、子どもたちはスマートフォンと類似の機能を有する、ゲーム機・音楽プレーヤー・タブレットといった機器についても多く利用している状況があります。情報モラル調査結果（2014年度岐阜県教育委員会調査）では、「ゲーム機を使う時間は平日で1日あたりどれくらいですか」という質問に対し、小学校高学年では6.2%、中学生で11.7%の児童生徒が「3時間よりも多い」と回答しており、長時間使用についてはスマートフォンと同様、喫緊の課題となっております。そのため、インターネットに接続できる機器全体を対象にした情報モラル教育を推進する必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、学校においては、授業やホームルームなどを通じて、機会あるごとに基本的なルールを身に付けさせたり、使い過ぎによる弊害を理解させたりする、情報モラル教育を行っております。また、各家庭におけるルールづくりを推進するため、啓発用リーフレットを作成して配布しております。

情報モラル教育は、学校のみならず、地域や家庭が一緒になって考え、推進することによってより成果が出ると考えております。関市や岐阜市等のルールづくりは1つの有効な取組であるにとらえておりますので、県内の市町村に対しては、PTA、市町村教育委員会、校長会といった様々な会合の場を通して、ルールづくりの取組を紹介し、情報の共有を図っております。今後も引き続き、情報機器の適切な使用についての議論を重ねてまいります。

平成27年2月4日

岐阜県教育委員会

教育研修課長 増田 和伯